

項番	区分	質問	回答
1	申請全般	e-Filingで申請できる手順を教えてください。	<p>国際登録出願（MM2）を申請することができます。 （「標章を使用する意思の宣言書（MM18）」、「優先順位の主張（MM17）」の提出も国際登録出願時にできます。） 以下の手続は、e-Filingで行うことはできませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後指定書（MM4） ・国際登録の名義人の変更の記録の請求書（MM5） ・国際登録の存続期間の更新の申請書（MM11）
2	申請全般	e-Filingで、国際登録後、各指定国官庁からの通知を受信することはできますか。また応答することはできますか。	<p>WIPOMadride-Filingは、国際登録後の各指定国との通信に対応していません。 e-Filingは、国際登録出願の作成及び本国官庁への提出から、国際登録までに発生する手続（本国官庁からの不備の連絡及びその応答、WIPOからの欠陥通報及びその応答）を対象としたサービスとなります。</p>
3	申請全般	e-Filingで出願した場合、出願日はe-Filingで申請が受け付けられた日ですか、それともWIPOへの手数料納付及び本国官庁手数料の納付が完了した日ですか。	e-Filingで出願した場合、出願日はe-Filingで申請が受け付けられた日（日本時間）となります。
4	申請全般	e-Filingにより本国官庁（特許庁）に出願する場合と、書面にて出願する場合と、どちらのほうが早く国際登録になりますか。	<p>特許庁では、本国認証の準備が整い、受付日の早い出願から処理しているため、一概に回答できません。また、出願の内容や不備の有無により個々の出願の処理の速さは異なります。e-Filingによる手続は、本国官庁により連絡された不備への応答や、WIPOから発せられる欠陥通報への応答もオンラインで行うことができますので、書面手続に比べ応答にかかる時間がかからないといえます。</p>
5	申請全般	e-Filingにより本国官庁（特許庁）に出願した後、不備の修正を促す連絡を本国官庁より受領しました。書面で応答を作成し、郵送又は持参して応答することはできますか。	<p>書面での応答はできません。 e-Filingにより出願した場合は、本国官庁からの不備の連絡に対する申請人の応答も一律にe-Filingから行わなければなりません。</p>
6	申請全般	e-Filingにより本国官庁（特許庁）に出願した後、WIPOから欠陥通報を受領しました。書面で応答を作成し、郵送又は持参して応答することはできますか。	<p>書面での応答はできません。 e-Filingにより出願した場合は、WIPOから発せられた欠陥通報の応答もe-Filingから行わなければなりません。</p>

項番	区分	質問	回答
7	本国官庁手数料	e-Filingを利用する場合、本国官庁手数料(9,000円)を納付するために利用可能な納付方法を教えてください。	<p>2024年1月1日以降、本国官庁手数料の納付先が日本国特許庁からWIPOに変更となりますので、出願日に応じて下記の方法で納付してください。</p> <p>(1) 2023年12月31日までにMadride-Filingにより本国官庁に提出される出願以下の方法により、特許庁へ本国官庁への手数料納付を行うことができます。</p> <p>1. 電子現金納付 電子出願ソフトで納付番号を取得し、インターネットバンキング等で9,000円を納付（電子現金納付）。納付後に納付番号を記載した書面をMadride-Filingから添付ファイルとして届け出る（具体的な方法はマニュアルをご確認ください。）又は、納付番号を記載した手数料納付書を作成し、特許庁に持参又は郵送する。 ※電子現金納付手続の詳細については、「電子現金納付」(https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/pcinfo/outline/payment/pay-easy.html)をご参照ください。</p> <p>2. 特許印紙 特許印紙を貼付した手数料納付書を作成し、特許庁に持参又は郵送する。</p> <p>3. 特許庁窓口における指定立替納付（クレジットカード納付） 手数料納付書を作成し、特許庁に持参して、窓口で指定立替納付（クレジットカード納付）により納付する。</p> <p>4. 現金納付 特許庁へ納付書の交付請求を行い、金融機関（日本銀行本店、支店、歳入代理店等）窓口を利用して納付する。納付済証（特許庁提出用）を貼付した手数料納付書を作成し、特許庁に持参又は郵送する。 ※現金納付手続の詳細については、「現金納付」(https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/pcinfo/outline/payment/cash.html)をご参照ください。</p> <p>※以下の方法は、利用できませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予納（特許庁の予納台帳からの納付） ・ 口座振替 ・ 電子出願ソフトを利用した指定立替納付（クレジットカード納付） <p>(2) 2024年1月1日以降にMadride-Filingにより本国官庁に提出される出願本国官庁手数料9,000円に相当する額をスイスフランで、商標の国際登録出願に係る他の手数料と共にWIPOに納付する必要があります。（1）の方法により本国官庁手数料を特許庁に納付することはできません。利用可能な支払い方法については、項番8を参照してください。</p>

項番	区分	質問	回答
8	WIPOへ納付する手数料	WIPOへ手数料を納付する際の、利用可能な納付方法を教えてください。	WIPOへ納付する手数料について、利用可能な方法は、銀行振込、クレジットカード、WIPO予納口座、PayPalとなります。
9	WIPOへ納付する手数料	e-FilingからWIPOに納付する手数料をクレジットカードで納付する場合に利用可能なクレジットカードの種類を教えてください。	e-Filingでは、以下のマークがついているクレジットカードが利用可能です。なお、最新の情報については、WIPOにお問い合わせください。 AmericanExpress,DinersClub,Discover,Eurocard/Mastercard,JCB,VISA
10	WIPOへ納付する手数料	e-FilingからWIPOに納付する手数料をクレジットカードで納付する際にエラーが出ました。どうすれば良いですか。	利用可能なクレジットカードかどうかご確認いただき、WIPOにお問い合わせください。
11	WIPOへ納付する手数料	e-FilingからWIPOに納める手数料をWIPOの銀行口座への送金により納付する場合の方法を教えてください。	e-Filingでの支払時に「Banktransfer」（銀行振込）を選択した場合、出願後、出願の受領メールに加え、手数料情報が記載されたメールがWIPOより送付されます。メールを受領後、速やかに手数料を納付してください。なお、メールの送付先は出願時に指定したメールアドレスになります。（代理人情報を入力している場合は、代理人のメールアドレスに送付されます。）
12	WIPOへ納付する手数料	e-FilingからWIPOへの手数を納付する際に、WIPOの銀行口座への送金（Banktransfer）を選択しました。出願後に手数料情報が記載されたメールをWIPOより受領しましたが、いつまでに納付すれば良いですか。	WIPOの銀行口座への送金によりWIPOへの手数を納付する場合は、メールを受領した後、速やかに納付手続を行ってください。メールで受信した手数料情報について、不明点がある場合はWIPOにご確認ください。 なお、マドリッド制度上、本国官庁が国際登録出願を受理した日が国際登録日となるためには、本国官庁は、受理した日から2ヶ月以内に出願を国際事務局に送付する必要がありますが、Madride-Filingのシステム仕様上、出願人がWIPOへの手数料の納付を完了するまで、本国官庁は、出願をWIPOに送付することができませんので、速やかに納付手続を行ってください。

項番	区分	質問	回答
13	基礎情報	e-filingでは基礎情報（日本の商標登録出願、商標登録）をどのように入力すれば良いですか。	<p>基礎情報（日本の商標登録出願、商標登録情報）については、2つの方法で入力可能です。操作方法等の詳細は、マニュアル「Madride-Filingによる出願手続」をご参照ください。</p> <p>①WIPOGlobalBrandDatabase（GBD）に収録されている基礎情報を取り込む方法。以下の情報がGBDから取り込まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎出願又は登録の出願人／権利者の氏名、住所及び ・（存在する場合は）代理人の氏名・住所 ・基礎出願／登録の商標（図形商標は商標イメージ、文字商標は文字） ・基礎出願／登録の指定商品・役務情報 <p>（参考）「Madride-Filingによる出願手続」 4.2本国官庁及び基礎情報の入力 <WIPOGlobalBrandDatabaseからのインポートによる入力></p> <p>②基礎情報を直接入力する方法。</p> <p>①で取り込まれる情報を手動で入力いただくことになります。日本国特許庁に出願後、すぐに商標の国際出願をされる場合や、基礎情報をGBDから上手く取り込むことができない場合等にご利用ください。</p> <p>（参考）「Madride-Filingによる出願手続」 4.2本国官庁及び基礎情報の入力 <手動による基礎商標情報の入力></p>

項番	区分	質問	回答
14	基礎情報	e-Filingでインポートした基礎情報（日本の商標登録出願、商標登録）は最新の情報ですか。	基礎情報（日本の商標登録出願、商標登録情報）は、WIPOGlobalBrandDatabase（GBD）より取得されます。WIPOGlobalBrandDatabase（GBD）収録時の情報となりますので、最新であることは担保されていません。出願情報を作成する際は、インポートされた情報を必ず確認し、必要な情報を修正してください。
15	基礎情報	e-Filingから基礎情報のインポートができません。どうすれば良いですか。	基礎情報（日本の商標登録出願、商標登録情報）をインポートする際は、WIPOGlobalBrandDatabase（GBD）より取得されるため、GBDに情報が収録されている必要があります。GBDにデータが収録されていない場合には、「Addbasicapplicationorregistration」から基礎情報を入力してください。操作方法等の詳細は、項番13の回答を参照してください。
16	基礎情報	WIPOGlobalBrandDatabase（GBD）に日本の商標登録出願、商標登録情報が収録される時期を教えてください。	日本国特許庁に出願された商標登録出願の情報が、WIPOGlobalBrandDatabase（GBD）に登録されるまで、約2ヶ月程度を要しています。日本国特許庁に出願後、すぐに商標の国際出願をされる場合は、「Addbasicapplicationorregistration」から基礎情報を入力してください。操作方法等の詳細は、項番13の回答を参照してください。
17	基礎情報	日本では既に設定登録となっていますが、WIPOGlobalBrandDatabase（GBD）では、登録番号のデータが存在しません。出願番号からデータをインポートしてe-Filingで出願できますか。	出願番号でデータをインポートして出願することができます。WIPOGlobalBrandDatabase（GBD）に収録された情報は、最新であることは担保されませんので、インポートされた情報を必ず確認し、必要な情報を修正してください。なお、e-Filingのシステム上、出願番号をインポートした場合、登録番号に修正することはできません。

項番	区分	質問	回答
18	基礎情報	日本では既に移転登録が記録されていますが、WIPOGlobalBrandDatabase (GBD) では、移転登録前の情報となっています。この場合、e-Filingを利用して出願することはできますか。	データをインポートしたあと、出願人情報を修正してください。 WIPOGlobalBrandDatabase (GBD) に収録された情報は、最新であることは担保されませんので、インポートされた情報を必ず確認し、必要な情報を修正してください。
19	メール	e-Filingで出願情報を作成する際、任意のメールアドレスを入力することはできますか (WIPOアカウントと異なるメールアドレスなど)。	入力することができます。 なお、代理人を選任する場合、出願人と代理人のメールアドレスは、異なるものを入力する必要がありますのでご注意ください。
20	メール	代理人が選任されている場合、e-Filingの代理人情報欄に入力されたメールアドレスに、各種通知が届くのでしょうか。	e-Filingで出願情報を作成する際、代理人情報が入力されている場合、各種通知は代理人に通知されます。
21	MM18	e-Filingで出願する場合、標章を使用する意思の宣言書 (MM18) の作成方法を教えてください。	指定締約国選択画面で、アメリカ合衆国 (UnitedStatesofAmerica) を選択すると、標章を使用する意思の宣言書 (MM18) を作成する画面が追加されます。当該画面より必要な情報を入力してください。 操作方法の詳細は、マニュアルをご確認ください。 (参考) 「Madride-Filingによる出願手続」 4.12標章の使用意思の宣言情報の入力
22	MM18	e-Filingで出願する場合、出願人が複数いる場合には、標章を使用する意思の宣言書 (MM18) を人数分作成することが必要ですか。	e-Filingで作成できる標章を使用する意思の宣言書 (MM18) は、1通のみです。 共同出願の場合には、全ての出願人を代表して、一人の出願人が署名しMM18を作成して申請することができます。出願人数分のMM18を作成する必要はありません。

項番	区分	質問	回答
23	MM18	e-Filingで出願する場合、標章を使用する意思の宣言書（MM18）への署名は、直筆であることが必要ですか。また、書面にて作成した原本のPDFの添付が必要ですか。	署名はタイプ打ちで入力することができます。標章を使用する意思の宣言書（MM18）の作成画面ではタイプ打ちによる署名の入力のみ可能です。 書面原本のPDFの添付は必要ありません。
24	WIPO アカウント	WIPOアカウントを1つ作成し、複数人で共有してe-Filingを使用することができますか。	WIPOアカウントの利用規約をご確認ください。また、ご不明点がございましたら、WIPOにご確認をお願いいたします。 WIPOユーザアカウント(WIPOAccount)-利用規約 https://www.wipo.int/services/ja/terms.html
25	WIPO アカウント	複数の異なるWIPOアカウントで、e-Filingで出願した案件の情報を共有することができますか。	e-Filingにログイン後、Settings画面より、アカウントに紐づく案件を他のユーザーに共有する設定を行うことが可能です。操作方法及び注意点は、以下マニュアルをご確認ください。 (参考) 「Madride-Filingによる出願手続」 3.Madride-Filingの設定